

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

／コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

＜コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方＞

当社グループは、グループでの相乗効果を最大化することにより企業競争力を強化し、企業価値を高めていくことが重要であり、その実現のため、コーポレート・ガバナンスを充実させ、また有効に機能させることが必要であると考えています。

経営監督機構については、当社は監査等委員会制度を採用しており、取締役6名（監査等委員を除く、うち社外取締役1名）、監査等委員である取締役4名（全員が社外取締役）の体制で、経営方針及びコーポレート・ガバナンスの徹底のため、取締役会、経営会議の内容を充実させるとともに、下部組織への意識の共有化をすすめています。また、監査等委員会による経営監督強化に努めており、経営面における法令・定款違反防止、社会通念上不適切な行為の排除に努めてまいります。これらを通じて、経営の透明性を高め、迅速かつ正確な情報開示、明確な説明を行い、株主その他利害関係者に対して、円滑・良好な関係を構築していくことが当社の責務と考えております。

＜コーポレート・ガバナンスに関する基本方針＞

当社グループは、高い技術力により、安心・安全を支える製品を供給して行くことを通じ、社会に貢献するとともに企業として持続的な成長と発展を目指し、企業活動に取り組んでいます。

そのため、的確且つ迅速な意思決定と業務遂行のもと、ステークホルダーに対し、透明性の高い健全な経営によって、コーポレート・ガバナンスの強化を図っています。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

＜補充原則1－2－4＞

当社は、機関投資家等の株主構成の状況によっては、海外株主に向けた英文による情報提供も必要であると考えますが、現状の株主構成や費用面を考慮した場合、不要と考えております。

今後は株主構成の状況を勘案して、議決権を行使しやすい環境の整備について検討を行ってまいります。

＜原則1－4 政策保有株式＞

当社は、発行会社との事業上の関係等を総合的に勘案し、中長期的視点で当社企業価値の向上に資すると思われる株式を保有しており、取締役会での検証を行っております。また同時に政策保有に関する方針等を協議しており、今後開示すべき事象が発生した場合には、速やかに開示してまいります。保有する上場株式の議決権行使については、原則として当該株式発行会社の取締役会の判断を尊重し、当該議案が当社グループとの関係・取引に悪影響を及ぼすと考えられる場合、または明らかに株主共同の利益を損なうと考えられる場合を除いては、肯定的に判断して行使しております。尚、今後資本コストからのアプローチによる便益やリスクを精査のうえ、取締役会に諮っていく予定です。

＜原則4－2 取締役会の役割・責務(2)＞

＜補充原則4－2－1＞

当社は、中長期的な業績と連動する報酬や自社株報酬を導入しておりませんが、取締役・経営陣は株主に対する受託者責任を認識し、ステークホルダーとの適切な協働を確保しつつ、会社・株主共同の利益のために行動していることから、現在の報酬体系が当社にとって適切なものであると判断しております。しかしながら、より健全な企業家精神の発揮に資するようなインセンティブ付けを行うべく、指名・報酬委員会の開催頻度を高めることで議論を深化させ、職責に応じた基本報酬の構成に加え、中期経営計画への達成度に応じた業績連動報酬等の決定方法の透明化と、業績をより反映した報酬体系への見直しを検討してまいります。

＜原則5－2＞

当社は経営戦略や経営計画について、2021年5月14日公表の「シンニッタングループの基本方針について」、2022年5月16日公表の「中期経営計画(2023年3月期～2025年3月期)」を通じて開示しております。しかしながら現時点においては、自社の資本コストを的確に把握した上での収益計画および資本政策の基本的な方針を示すことや、収益力・資本効率等に関する目標を提示するに至っておりません。またその実現のための事業ポートフォリオの見直しや、設備投資・研究開発投資・人的資本への投資等を含む経営資源の配分等に関し、具体的実行策を協議ならびに検討中であります。以上の状況を踏まえ、資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応(検討中)につきましては、2025年5月15日までに公表予定の2026年3月期をスタート期とする次期経営計画に織込み開示する所存です。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

＜原則1－7 関連当事者間の取引＞

当社は、その役員や主要株主等との取引を行う場合には、当該取引が当社(子会社を含む)および株主共同の利益等を害することがないよう、取

引条件が一般の取引と同様であることが明白な場合を除き、当該取引について取締役会に付議し、その承認を得るものとしています。

<補充原則2-3-1>

当社は経営のサステナビリティの観点より、とりわけ環境への配慮・取組みにつきましては、ISO14001の取得やCSR活動推進を行ってまいりました。今後は、サステナビリティを巡る課題への対応をさらに一歩進め、温室効果ガス削減等、環境負荷の低減等の環境保全への取組強化、従業員の健康、労働環境への配慮、自然災害等への危機管理強化に向け、目標の設定およびアクションプランの策定を進めてまいります。尚、温室効果ガス削減に関し「シンニッタングループのCO2排出量削減目標を2030年度に2013年度比▲38%とする」ことを正式目標として設定しました。これに伴い新たな施策としてPPA (Power Purchase Agreement = 電力販売契約) を締結し、当社工場敷地の一部を使用した太陽光発電システムが生み出す電力を購入することで、CO2排出量削減を図る具体策にも着手しました。また産業医との連携強化や休暇制度の見直し等により、従業員の健康面への配慮も改善しております。さらに過年度の火災ならびに豪雨による影響を経験値の蓄積とすべく、各拠点においてBCP (Business Continuity Plan = 事業継続計画) の刷新と予防的保全の強化を実施し、今後繰り返しの教育と訓練により自然災害への抵抗力強化に努めてまいります。

<補充原則2-4-1>

中途採用者の管理職(当社による区分であり、労働組合に属さない課長代理級以上の者)への登用については、当社在籍年数に拘らず能力とスキルを適切に評価することで、十分な実績を挙げております。外国人従業員に関しては、海外現地法人において管理職登用を実施しており、また当社を含む国内グループ企業においては技能実習生や特定技能を積極的に採用するなど、今後の管理職登用にに向けた土壌づくりに励んでおります。

女性活躍推進の面におきましては、2024年6月25日開催の当社定時株主総会において、当社初の女性取締役(監査等委員)1名が選任されました。また国内グループ企業において、女性管理職の数が2024年6月末現在3名(2023年6月末は0名)となっております。

次期経営計画にはさらに発展的な目標を掲げる所存であり、採用段階からの多様性追求にも努め、キャリア形成プログラムの充実によるダイバーシティ経営を目指します。

<原則2-6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮>

当社は、特定の企業年金基金に加入しておりません。また従業員の資産形成のための企業型確定拠出年金制度等も導入しておりません。現在導入予定はありませんが、今後同様の制度を導入する場合は、運用機関・運用商品の選定や従業員に対する資産運用に関する教育機会の提供のほか、入社時には説明を行う等の運用ルールを整備の上、適切な体制を構築する予定です。

<原則3-1 情報開示の充実>

(1) 経営理念や経営戦略・経営計画

経営理念として「常にあふれる情熱を持って新しい価値を創造することにより社会に貢献する」を掲げております。(当社HP <https://www.snt.co.jp/company/philosophy/>に掲載)

経営戦略としては、大半が受注生産製品・部品であることから顧客満足度の向上を第一義とし、選ばれる会社を目指します。特に技術力・納期を評価されるよう当社の実力向上に重点を置いた戦略を立てております。具体的には2021年5月14日に「既存事業領域の拡大と伸長」ならびに「今後注力していく分野」について発表しております。経営計画は、年度計画として、売上高、営業利益、経常利益、当期利益を決算短信に反映させており、さらに2022年5月16日に中期経営計画(2023年3月期～2025年3月期)を公表しました。現在2026年3月期をスタート期とする次期経営計画の策定準備にも入っており、2025年5月15日までは公表予定であります。

(2) 基本的な考え方・基本方針

企業競争力を強化し、企業価値を高めていくことが当社グループの最重要課題であり、その実現のため、コーポレート・ガバナンスを充実させ、また有効に機能させることが必要であると考えています。かかる観点より、2021年6月に他社での経営経験を有する独立社外取締役を1名増員し、コーポレート・ガバナンスを強化致しました。監査等委員である取締役4名は2023年6月より全員が独立社外取締役となり、取締役会、監査等委員会の内容を充実させるとともに、実効性を高めております。加えて内部統制機能を監査等委員会の傘下とし、経営からの独立性を高めることで、牽制機能、経営監督機能の強化を図っております。当社グループは、高い技術力により、安心・安全を支える製品を供給して行くことを通じ、社会に貢献するとともに企業として持続的な成長と発展を目指し、企業活動に取り組みます。そのため、的確且つ迅速な意思決定と業務遂行を行い、ステークホルダーに対し、透明性の高い健全な経営を維持してまいります。

(3) 経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続き

① 役員報酬の内容に関する方針等

当社は、2012年1月16日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかわる決定方針を決定しております。なお、取締役会の決議に際しては、あらかじめ指名報酬委員会に諮問しております。(注) 当社は、2016年6月29日に監査等委員会設置会社に移行しましたが、同年7月15日の取締役会にて、取締役(監査等委員を除く。以下「取締役」という。)の個人別の報酬等の内容にかかわる決定方針については、従来の方針を継承することを決議しております。

a. 基本報酬に関する方針

- i 固定部分と変動部分の組み合わせにより構成しています。
- ii 取締役の役位・職務責任・経験年数・業績成果等により、本人のモチベーションを極大化するよう総合的かつ公平に決定しております。

b. 業績連動報酬等及び非金銭報酬等に関する方針

変動部分に会社業績を一部反映していますが、今後業績連動報酬等の決定方法の透明化と、業績をより反映した報酬体系への見直しを検討してまいります。

c. 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

監査等委員を除く取締役の個人別報酬については、代表取締役社長が固定部分と変動部分の配分を含め、役員報酬の内容に関する基本方針に基づいて原案を作成の上、指名報酬委員会に諮問し、2024年6月25日開催の取締役会において、同委員会より適正な議論の上、委員全員が同意した旨の答申がありました。この結果を踏まえ、同日の取締役会において第94期監査等委員を除く、取締役報酬が決定されております。

② 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

・決議日: 2016年6月29日開催の第85回定時株主総会

・(内容)

監査等委員を除く取締役については 総額240,000千円

監査等委員である取締役については 総額60,000千円

・(当時の員数)

監査等委員を除く取締役 6名

監査等委員である取締役 4名

(4) 取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

当社が置かれている環境を理解し、また、社外取締役の助言等も参考にして、業績評価も秀でた者で、十分な経験と高い見識から経営の方向性や事業展開について責任を持って意見を述べ、業務執行を行うものにあっては実行できる人材を適宜人選し、当人の意欲と決意を確認した上で

取締役会へ上程し決定しています。業務執行取締役については、その業績等を毎年定期的に取締役会で審議した結果、選任基準を充足しない場合は、取締役候補者として指名いたしません。

(5) 取締役会が上記(4)を踏まえて経営陣幹部の選解任と取締役候補の指名を行う際の個々の選解任・指名についての説明過去の実績と保有スキル、見識等を総合的に判断した上で、具体的な理由は、株主総会招集通知参考書類に記載いたします。

<補充原則3-1-3>

当社は、持続的な成長のためのサステナビリティ等への取組指針や経営戦略と整合性のある人的資本や知的財産への投資等についての情報開示について一部実施しておりますが、今後拡充を検討してまいります。また、事業活動から生じる環境に関する情報について、「シンニッタングループのCO2排出量削減目標を2030年度に2013年度比▲38%とする」ことを正式な目標として設定し、2023年11月に開示しました。

<補充原則4-1-1>

当社は、取締役会で決議すべき項目については、取締役会規程で規定しており、該当する項目ならびにその項目に準じると判断する内容については、取締役会に付議しその内容に対し十分な審議を行っております。また、職務権限規程ならびに決裁権限規程にて、取締役各職位の職務を規定するとともに経営陣に委任する範囲を明確にしています。

<補充原則4-2-2>

当社では、中長期的な企業価値向上を見据え、また持続可能な視点に立ち、自社のサステナビリティに関する取組みについて『シンニッタングループの基本方針等について』における「今後注力していく分野」の中で記載しており、今後進捗状況につきましては、取締役会による定期的なフォロー、実効的なモニタリングを行いながら進めてまいります。

<補充原則4-3-4>

2021年6月の改訂後のコーポレートガバナンス・コードの趣旨を踏まえ、監査等委員会や内部統制部門を活用しコンプライアンスの確保を進めてまいります。

<原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質>

当社は、社外取締役の候補者選任にあたり、会社法が定める社外取締役の要件や東京証券取引所が定める独立性基準を前提に基準を策定し、当社の経営に対し、専門的で建設的な助言および監督のできる取締役候補者を選定しております。

<補充原則4-10-1>

当社は独立社外取締役が取締役会の半数を占めており、独立社外取締役を主要な構成員とする任意の指名・報酬委員会を設置し、指名・報酬などの重要な事項に関する検討に当たり、適宜助言を得ております。

<原則4-11 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件>

当社の取締役は、現在10名、そのうち監査等委員を除く取締役は6名(うち社外取締役1名)、監査等委員は4名(全員が社外取締役)です。社外取締役の5名とも独立社外取締役で知識・経験・能力のバランスがとれ、多様性と適正規模を両立した構成となっており、性別、国籍等に制限はありません。監査等委員を除く社外取締役1名は、長年にわたる自動車業界における豊富な知見に加え、グローバル企業経営者としての実績と経験を有しています。監査等委員のうち、常勤監査等委員1名は、上場企業の内部監査業務に長期間携わり、同部門を率いる責任者ならびに当該企業の子会社における監査役業務も歴任しております。残る社外取締役監査等委員3名のうち1名が税理士資格を有し、財務・会計に関しては相当程度の知見を有しています。別の1名は上場会社2社の経営者としての手腕と実績に加え、海外及びDXに関する知見を有し、また女性である1名は学校法人グループ企業の代表取締役を含む要職にあることに加え、DXならびに人材戦略(特に海外人材に関する知見と経験に強みあり)といったスキルを有しております。以上のような取締役会構成において、実効性及び機能の向上に努めるべく、第三者機関のツールと専門性を活用した実効性の分析・評価を実施しておりますが、今後取締役会でこの結果の活用と目指すべき方向性について議論したうえで、次期経営計画の中にその内容を織込み開示する所存です。

<補充原則4-11-1>

当社は現任の取締役の素養・経験および取締役会におけるバランスを表示したスキルマトリックスを作成しております。本マトリックスをもとに、今後、当社の経営戦略に照らし「取締役に必要なと思われるスキルの十分性」や「今後登用していくべき取締役の適任性」について取締役会等で改めて議論を進めてまいります。

別紙にてスキルマトリックスを添付しておりますので参照願います。

<補充原則4-11-2>

当社取締役は、自身の受託者責任を踏まえ、当社以外の上場会社役員を兼任する場合は、合理的な範囲内に止めるようにしております。また、当社は、毎年事業報告書にて各取締役の重要な兼任状況について開示しています。

<補充原則4-11-3>

取締役会の実効性については、これまで複数回にわたり第三者機関のツールと専門性を活用することにより、取締役全員を対象として個別にアンケート等を実施し、第三者機関の集計結果の報告を踏まえたうえで、取締役会において、分析・議論・評価を行ってまいりました。アンケートの回答から、取締役会の実効性については相応水準が確保されていると認識する一方で、経営戦略に関する議論と監督の深度や、取締役会運営等に関する課題も共有されております。実効性をより高めるべく当該アンケートの結果を有効に活用するためのPDCAを構築し、今後も取締役会の機能充実に向けた取り組みを継続的に進めてまいります。

<補充原則4-14-2>

取締役については、会社法のほか、当事業に関係する法令および時々の情勢に通じた内容で講習会への参画支援や情宣物の提供を行い、取締役としての役割・責務の理解や見識の向上に努めてまいります。また、監査等委員である取締役については必要に応じて外部の講習会に参加するなど役割・責務への理解促進をサポートします。

<原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針>

当社では、IR担当および株主との対話の受付窓口は、グループ戦略部が担っており、以下の取組を図っております。

- (1) 当社HP上において、株主からの要望ならびに問合せの窓口を設け、IR担当取締役を中心として速やかな回答に心掛けております。
- (2) 当社は、IR担当取締役がグループ戦略部長であり、かつ財務部・総務部等のIR活動に関連する部署を管掌しており、日常的に部署間の連携を図っています。
- (3) 当社HPでは、四半期業績等の経営情報を掲載し、第2四半期決算・本決算開示に際しては、決算補足説明資料を作成し、株主の皆様理解

頂けるように努めております。
 (4) 当社は、株主等からの意見・要望等に対しては、集約して取締役会に報告し、経営に活用しております。
 (5) 当社は、IR窓口を1本化することにより、インサイダー情報の流出に留意しています。また、面談のクローズ期間を設定し、決算開示準備期間中における情報漏洩防止に留意しております。なお、クローズ期間の面談等については、開示の公平性を保つため、株主・投資家等の対話のテーマは、当社の持続的成長、中長期にかかわる企業価値向上に関する事項に限定し、インサイダー情報管理に留意しています。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

[大株主の状況] 更新

氏名又は名称	所有株式数 (株)	割合 (%)
東プレ株式会社	2,585,200	6.94
日本製鉄株式会社	2,577,600	6.92
日本パーカライジング株式会社	1,878,400	5.04
株式会社りそな銀行	1,836,500	4.93
株式会社みずほ銀行	1,836,500	4.93
佐藤商事株式会社	1,693,200	4.55
東京海上日動火災保険株式会社	1,560,000	4.19
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	1,506,900	4.05
株式会社NITTAN	1,359,800	3.65
日鉄物産株式会社	1,200,000	3.22

支配株主 (親会社を除く) の有無	――
親会社の有無	なし

補足説明
――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 スタンダード
決算期	3 月
業種	鉄鋼
直前事業年度末における (連結) 従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における (連結) 売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

// 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

[取締役関係]

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	10 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	5 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	5 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
森谷弘史	他の会社の出身者											
加藤尚久	他の会社の出身者											
齊藤健一	税理士											
辻孝夫	他の会社の出身者											
安藤美佐	他の会社の出身者											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）

h 上場会社の取引先（d、e及びiのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
森谷弘史		○	当社経営陣と直接利害関係はなく、業務執行者から独立した立場で、監督機能を果たすことが期待できる。	長年にわたる自動車業界における豊富な知見に加え、グローバル企業経営者としての実績・経験を踏まえ、当社取締役会において戦略の方向性・企業価値向上策へのアドバイス等に貢献がなされると判断し選任したものである。

加藤尚久	○	○	当社経営陣と直接利害関係はなく、業務執行者から独立した立場で、監督機能を果たすことが期待できる。	上場企業の内部監査関連業務に長期間携わり、同部門を率いる責任者ならびに当該企業の子会社における監査役業務も歴任した経験から、監査等委員である社外取締役として当社の監査の質を向上させるとともに、経営全般への監督・監視も適切に実施できるものと判断し、選任したものである。
齊藤健一	○	○	当社経営陣と直接利害関係はなく、業務執行者から独立した立場で、監督機能を果たすことが期待できる。	税理士として、会計・税務知識に精通し、高い見識を有しているほか、様々な会社のコンサルタント実績があり、監査等委員である社外取締役として当社のコーポレート・ガバナンスの向上や経営全般への監督・監視に貢献することが期待できるものと判断し、選任したものである。
辻孝夫	○	○	当社経営陣と直接利害関係はなく、業務執行者から独立した立場で、監督機能を果たすことが期待できる。	上場会社2社の経営者としての手腕と実績に加え、海外及びDXに関する知見も有することから、監査等委員である社外取締役として、当社取締役会における監査監督業務を多面的なスキルのもと遂行できるものと判断し、選任したものである。
安藤美佐	○	○	当社経営陣と直接利害関係はなく、業務執行者から独立した立場で、監督機能を果たすことが期待できる。	学校法人グループ企業の代表取締役を含む要職にあることに加え、DXならびに人材戦略といった当社に不足しているスキルの補完が期待できることから、当社取締役会における監査・監督業務を適切に遂行できるものと判断し、選任したものである。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

更新

	全委員 (名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	委員長 (議長)
監査等委員会	4	1	0	4	社外取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無

なし

現在の体制を採用している理由

監査等委員会はグループ内部監査部を直轄し、その職員に監査業務に必要な事項を命令することができるため、現在は監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人は置いておりません。
しかしながら、監査等委員会が求めた場合、その職務を補助すべき使用人を配置するものとし、配置にあたっての具体的内容は監査等委員会の意見を参考にとすることとしております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

更新

内部監査部門としてグループ内部監査部を設置 (1名配置) しており、業務監査を中心とする内部監査を行っております。問題点については該当部署に随時改善を求め、改善状況のフォローを実施しており、内部監査に係る状況については、監査等委員会に対して随時報告を行い、監査結果に関する情報交換を行います。また、監査等委員会と会計監査人の連携状況については、1. 監査計画の策定、2. 監査実施過程、3. 監査意見形成の3段階で有機的な連携を行い、監査結果の双方向的情報交換による相互補完を行います。
上記のとおり、監査等委員会、グループ内部監査部及び会計監査人は、相互に連携を保ち、監査の質の向上と効率化に努めます。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

あり

	委員会の名称	全委員 (名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	社外有識者 (名)	その他 (名)	委員長 (議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬委員会	6	2	1	5	0	0	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬委員会	6	2	1	5	0	0	社外取締役

補足説明 **更新**

指名・報酬委員会は、2020年4月に設置し、現在のメンバーは平山泰行、森谷弘史（社外）、加藤尚久（社外）、齊藤健一（社外）、辻孝夫（社外）、安藤美佐（社外）の6名（うち社外取締役5名）により構成され、議長は社外取締役である森谷弘史であります。指名・報酬委員会は、取締役会の諮問ならびに委員からの自発的な議案提起に応じ適宜開催され、取締役の指名および報酬の決定に関する手続きの透明性および客観性の確保に努めてまいります。

独立役員関係

独立役員の人数	5名
---------	----

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を満たす社外役員5名を独立役員にしております。

「当社の社外役員の独立性に関する基準」

当社は、当社における社外取締役（以下、「社外役員」という。）のうち、当社の一般株主と利益相反が生じるおそれのない者を独立役員として認定する目的で、「社外役員の独立性に関する基準」を制定するものである。

また、本基準に該当した社外役員の中から取締役会で選任し、本人の同意を得て、東京証券取引所宛に独立役員として登録する。

1.当社取締役会は、以下のいずれかに該当する社外役員については、独立役員と認定しない。

- (1) 当社及び当社の関係会社（以下、「当社グループ」という。）の業務執行者
- (2) 就任前10年間のいずれかの時期において、当社グループの業務執行者
- (3) 当社グループを主要な取引先とする者又はその業務執行者
- (4) 当社グループの主要な取引先又はその業務執行者
- (5) 当社グループの会計監査人（当該会計監査人が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう。）
- (6) 当社の大株主（総議決権の10%以上の議決権を直接又は間接的に保有している者）又はその業務執行者
- (7) 当社グループが大口出資者（総議決権の10%以上の議決権を直接又は間接的に保有している者）となっている者の業務執行者
- (8) 当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう。）
- (9) 当社グループから多額の寄付を受けている者又はその業務執行者
- (10) 当社グループの業務執行者が現在又は過去3年以内に他の会社において社外役員に就いている又は就いていた場合における当該他の会社の業務執行者
- (11) 過去3年間に於いて、上記の(3)から(10)までに該当していた者
- (12) 上記の(1)から(11)までに該当する者の近親者

2.上記1に定める要件のほか、独立した社外役員としての職務を果たせない事情を有していると取締役会が合理的に判断した社外役員は、独立役員と認定されないものとする。

3.独立役員は、本基準に定める独立性を退任まで維持するように努め、本基準に定める独立性を有しないことになった場合には、直ちに当社へ通知するものとする。以上

（注1.）社外取締役とは、会社法第2条15号に定める社外取締役をいう

（注2.）業務執行者とは、業務執行取締役、執行役員又は使用人をいう

（注3.）当社グループを主要な取引先とする者とは、以下のいずれかに該当する者をいう

(1) 当社グループに対して製品又はサービスを提供している取引先グループ（直接の取引先が属する連結グループに属する者とする。以下同じ。）であって、直前事業年度における当社グループへの当該取引先グループの取引額が当該取引先グループの連結売上高もしくは総収入金額の5%以上である者

(2) 当社グループが負債を負っている取引先グループであって、直前事業年度末における当社グループの当該取引先グループへの全負債額が当該取引先グループの連結総資産の2%以上である者

（注4.）当社グループの主要な取引先とは、以下のいずれかに該当する者をいう

(1) 当社グループが製品又はサービスを提供している取引先グループであって、直前事業年度における当社グループの当該取引先グループへの取引額が当社グループの連結売上高の5%以上である者

(2) 当社グループに対して負債を負っている取引先グループであって、直前事業年度末における当社グループへの当該取引先グループの全負債

額が当社グループの連結総資産の2%以上である者
(3) 当社グループが借入をしている金融機関グループ(直接の借入先が属する連結グループに属する者をいう。)であって、直前事業年度末における当社グループの当該金融機関グループからの全借入額が当社グループの連結総資産の2%以上である者
(注5.) 当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家とは、当社グループから、役員報酬以外に過去3年間の平均で年間500万円以上又はその者の売上高若しくは総収入金額の2%のいずれか高い方の額を超える財産上の利益を得ている者をいう
(注6.) 当社グループから多額の寄付を受けている者とは、当社グループから、過去3年間の平均で年間500万円又はその者の売上高若しくは総収入金額の2%のいずれか高い方の額を超える寄付を受け付けている者をいう
(注7.) 近親者とは、配偶者又は二親等内の親族及び生計を一にする利害関係者をいう

[インセンティブ関係]

取締役へのインセンティブ付与に関する 施策の実施状況	実施していない
-------------------------------	---------

該当項目に関する補足説明

役員報酬は定款または株主総会決議に基づく報酬であります。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

――

[取締役報酬関係]

(個別の取締役報酬の) 開示状況	個別報酬の開示はしていない
------------------	---------------

該当項目に関する補足説明

有価証券報告書にて全取締役の総額を開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針 の有無	あり
--------------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

[コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示] の＜原則3－1 情報開示の充実＞(3) 経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続きに、記載しております。

[社外取締役のサポート体制]

サポートを専従とする社員は配置しておりませんが、社外取締役からの要望に対しては、内容に応じて管理部門、企画部門、内部統制部門で対応することとしております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項 (現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

- ・取締役会は、原則として月1回、必要に応じて随時開催し、業務執行に係る重要事項の適法性、妥当性について検討を加え、決議しております。取締役会の機能を強化するため、業務執行取締役及び事業部門の責任者が出席する業績進捗会議ならびに、経営会議をそれぞれ月1回開催し、業績の進捗状況や、個別テーマについて議論しております。
- ・監査等委員会は、取締役の職務の執行の監査及び監査報告の作成、株主総会に提出する会計監査人の選任及び解任並びに不再任に関する議案の内容の決定等を行います。取締役4名(全員社外取締役)で構成され、原則として月1回、または必要に応じて随時開催します。
- ・当社は、会社法第427条第1項に基づき、業務執行取締役でない5名の社外取締役と会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該責任限定が認められるのは当該取締役が責任の原因となった職務の遂行について、善意かつ重大な過失がないときに限られます。
- ・当社の会計監査業務を執行する公認会計士は、相川高志、上条香代子の2名であり、新創監査法人に所属しています。また、当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士5名及びその他5名であり、新創監査法人に所属しています。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

- ・当社はコーポレート・ガバナンス体制の一層の強化を図るため、2016年6月29日開催の定時株主総会において、定款変更の承認を得て、監査等委員会設置会社に移行しました。次の理由により、当社の企業統治体制を充実させ、コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方を実現するためには、他の体制よりも優位性があると判断しております。1. 社外取締役で構成する監査等委員会を置くことにより、取締役会の監督機能を強化し、経営の透明性の確保と効率性の向上を図ることができること。2. 取締役会は、業務執行取締役に対し、業務執行の決定を大幅に委任することが可能であり、また、業務執行取締役は責任の所在が明確な状態で重要な課題に迅速かつ柔軟に対応することができること。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	当社では、株主総会招集通知の発送日を法定期日より前とし、早期発送するとともに、招集通知発送前にTDnetや当社ホームページに招集通知全文を掲載することで、株主の皆様に必要な議案検討時間を確保していただけるようにしております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	決算関連資料、適時開示事項等を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IRに関してはグループ戦略部が担当しており、投資家からの質問に対応しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	新しい価値を創造することによる社会への貢献を企業理念として掲げ、株主、取引先、その他関係者との円滑な関係の構築を目指しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	環境マネジメントシステムISO14001の認証を取得し、環境保全に対する責務を果たすべく諸施策を推進しております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、内部統制システムの基本方針を、以下のように定めています。

1. 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
コンプライアンス規程をはじめとするコンプライアンスにかかわる規程を整備し、これを役職員が法令・定款及び社会規範を遵守した行動をとるた

めの行動規範とします。

総務担当取締役を総括責任者とし、総務部においてコンプライアンス体制の構築、維持・整備にあたるとともに、同部を中心に役職員教育を行います。また、グループ内部監査部は、監査等委員会と連携の上、コンプライアンスの状況を監査します。これらの活動は取締役会及び監査等委員会に報告されるものとします。

役職員がコンプライアンス上の問題を発見した場合、すみやかに総務部へ報告できる体制を構築します。問題が発生した場合、総務部及び関係部署は協議の上、再発防止策を策定し、取締役会及び監査等委員会へ報告するとともに全社的に防止策を実施させることとします。子会社においても同様に取扱い実施します。

さらに、当社及び子会社は健全な会社経営のため、反社会的勢力及び団体とは決して関わりを持たず、また、不当な要求に対しては毅然とした対応をとります。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

文書管理規則及びその他関連規則に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体（以下、文書等という）に記録し、保存します。全取締役は、常時これらの文書等を開覧できるものとします。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

安全、品質、情報セキュリティ、与信等のリスクカテゴリー毎の社内規程及び責任部署を定め、各部門の所管業務に付随するリスクについては各担当部門が管理し、全社的なリスクを総括的に管理する部門は総務部とします。グループ内部監査部は、部署毎のリスク管理の状況を監査し、その結果を取締役会及び監査等委員会へ報告します。

当社及び子会社において事業活動上の重要な事態が発生した場合には、社長指揮下の対策本部を設置し、迅速な対応を行い、損害を最小限にとどめる体制を整えることとします。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われていることを確保するための体制

毎期、事業部門毎の業績目標と予算を立案し、全社的な目標を設定します。月次の業績は迅速に管理会計としてデータ化し、担当取締役が取締役会に報告します。子会社においてもこれらの報告に併せ、適宜報告します。

取締役会の機能を強化し経営効率を向上させるため、取締役及び事業部門の責任者が出席する業績進捗会議並びに経営会議をそれぞれ毎月1回開催し、KPIに主眼を置いた業績の進捗状況、目標未達の場合の要因解析等を各事業責任者から報告させうえて、改善策等について検討しています。また別途個別テーマを選定した上で課題解決策等を議論し、方向付けすることにより、業務執行に関する重要事項及び権限分配を含めた効率的な執行体制を機動的に決定できるようにします。

5. 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社及びグループ各社全体の内部統制を担当する部署をグループ内部監査部とし、グループ各社の業務を所管する事業部と連携し、グループ各社における内部統制の実効性を高める施策を実施すると共に、必要なグループ各社への指導・支援を実施します。

「関係会社管理規程」に基づき、グループ各社の自主性を尊重しつつ、事業内容の定期的な報告と重要事項についての協議を行います。また、グループ内部監査部は、グループ各社の内部監査を実施し、その結果を取締役会、監査等委員会、総務部及び所管事業部へ報告します。

6. 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項及びその使用人の取締役（監査等委員会である取締役を除く）からの独立性に関する事項ならびに使用人に対する監査等委員会の指示の実行性の確保に関する事項

監査等委員会はグループ内部監査部を直轄します。監査等委員はグループ内部監査部の職員に監査業務に必要な事項を命令することができます。当該職員は、その命令に関して、取締役（監査等委員である取締役を除く）の指揮命令を受けないものとします。

7. 取締役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制及び監査等委員の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社及び子会社の取締役及び使用人は、法定の事項に加え、当社及びグループ各社に重大な影響を及ぼす事項、取締役会に付議する重要な事項と重要な決定事項、コンプライアンスの状況、内部監査の実施状況、その他重要事項を監査等委員会に対してすみやかに報告するものとします。

監査等委員は、必要に応じて取締役または使用人にその説明を求めることとします。

内部通報制度運用規則に準じ、監査等委員会に報告を行ったことを理由とした報告者に対する不利な取扱いを禁止します。

また、監査等委員会は、監査法人、グループ内部監査部と緊密な連携を図って行きます。

なお、監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る）について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は償還の処理については、その費用が当該監査の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、監査等委員の請求等に従い、円滑に行うものとします。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力とは一切の関係を持たず、反社会的勢力からの不当要求に対しては、毅然とした態度で臨み、これを拒絶します。主管部門を総務部とし、平素から、警察、暴力追放運動推進センター、弁護士等外部の専門機関と連携し、情報収集や管理、対応を行う体制をとっています。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

コーポレートガバナンスの充実が企業価値の向上に不可欠との考えの下、今後も更に要求が高まる企業統治課題とそれをチェックする機能強化に努め、当社は株主はもとより経済社会全体に対して、社会的責任を果たしていく方針で臨んでおります。

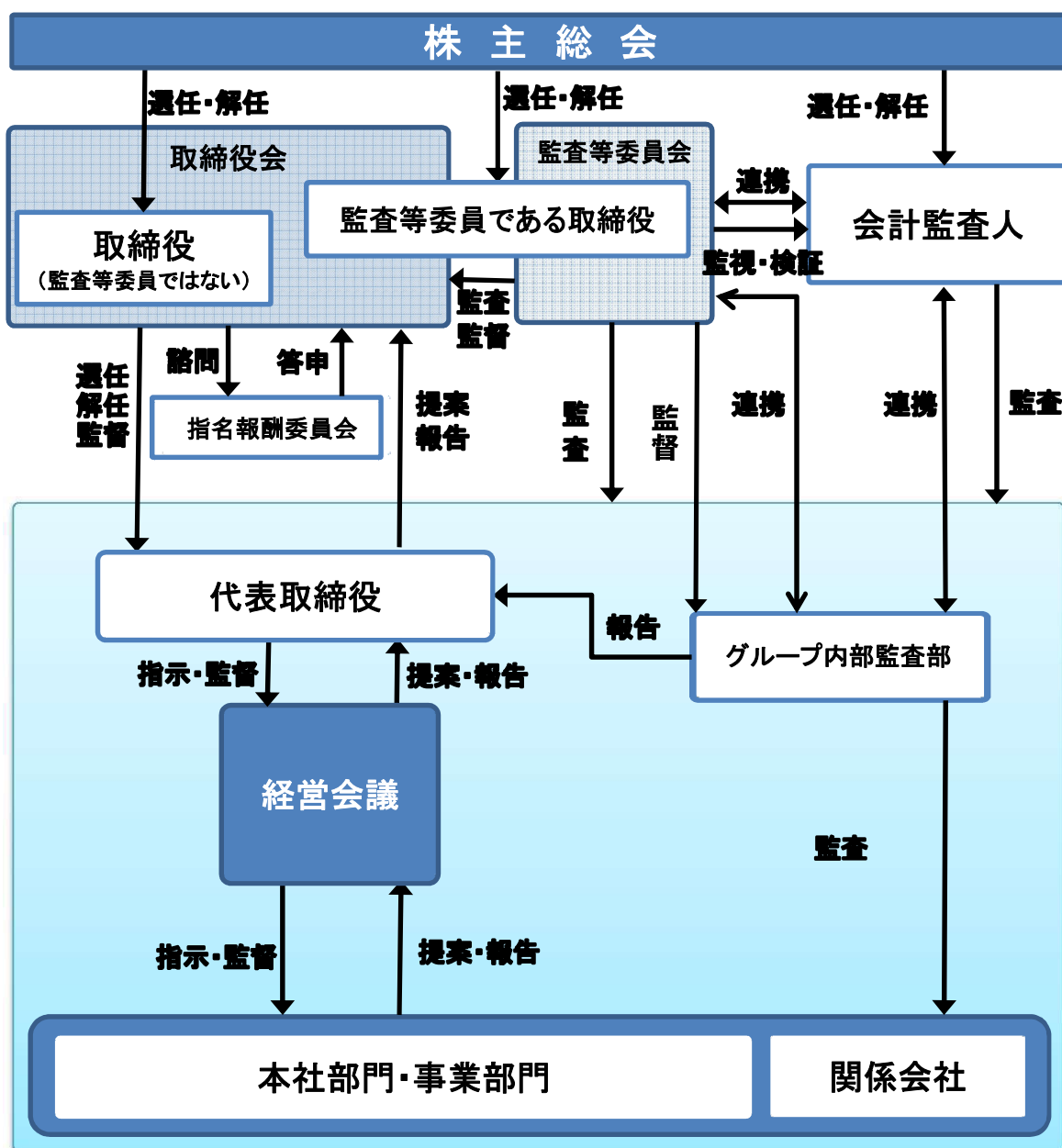
当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、以下のとおりとなっております。

情報管理統括責任者は総務部を担当する取締役が担当しており、当社および当社グループにおいて発生した重要事実に関する情報をつぎのとおり把握、管理し、重要事実が確認された場合、代表取締役社長に報告し、適時開示担当部署であるグループ戦略部との協議を経て、代表取締役社長の決定により、速やかに開示を行うこととしております。

1. 取締役会における決議事項については、取締役である情報管理統括責任者が取締役会に出席し、把握しております。
2. 当社各部署等における重要な決定事実または発生事実は、「情報管理規則」に従い、各部署の長である情報管理責任者が、情報管理統括責任者に速やかに報告を行うこととなっております。
3. 子会社につきましては、グループ戦略部が子会社において発生した重要事実に関する情報の報告を随時受けて、速やかに情報管理統括責任者に報告する体制となっております。また、未公表の重要事実に関する情報の漏洩防止のため、当社および当社グループの役職者がその職務に関して取得した内部情報の管理を徹底しております。

【参考資料：模式図】

コーポレート・ガバナンスの体制



【参考資料：スキルマトリックス】

役 職 名	氏 名	独 立 社 外	企業 経営 ・ 経営 戦略	財務 ・ 会計	法務 コンプ ^ラ イア ^ン ス ・ リス ^ク 管理	SCM	マーケ ティ ^ン グ ^ラ 営業	M&A	ICT ・ DX	技術 ・ 品質 ・ 環境	人材 戦略
代 表 取 締 役 社 長	平山 泰行		●	●	●		●	●			●
常 務 取 締 役	長久保眞治		●			●	●			●	
取 締 役	川島 俊也		●			●	●			●	
取 締 役	高橋 克夫			●	●			●			
取 締 役	大井 進		●			●				●	
取 締 役	森谷 弘史	○	●			●	●	●		●	●
取 締 役 (監査等委員)	加藤 尚久	○		●	●						
取 締 役 (監査等委員)	齊藤 健一	○	●	●				●	●		
取 締 役 (監査等委員)	辻 孝夫	○	●			●	●	●	●	●	●
取 締 役 (監査等委員)	安藤 美佐	○	●					●	●		●